

環農第 1 2 6 3 号  
平成 2 6 年 6 月 1 9 日

大阪府環境審議会会長 様

大 阪 府 知 事

土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

建設工事等に伴い発生する建設発生土については、発生現場内での利用や工事間利用等により有効利用されているほか、建設発生土受入地等に搬出されています。

このような受入地等への搬出行為には、山間部の谷地の埋立て、農地の嵩上げ又は一時的なたい積等があり、中には土砂が無秩序に積上げられる事案も見られますが、大阪府においては、それらの行為に対して、安全を確保するための府域統一的な規制指導ルールがない状況です。

砂防法や森林法等の既存法の適用区域であっても、それぞれの法は土砂の埋立て等の行為の安全確保を主目的としていないことから、効果的な規制指導が困難な場合があります。

また、本年2月には、豊能町において、民間の建設発生土受入地から土砂が崩落し、府道や農地に土砂がたい積するという事故が起きました。長期間にわたり、府道の通行止めや、農地の使用ができないことなど、ひとたびこのような事故が起こった場合には、その影響は各方面にわたり非常に大きいことから、再発防止策が求められています。

さらに、このような埋立て等の行為地の周辺住民からは、どこからどのような性状の土砂が運び込まれているか判らず、有害物質の混入等による土壌の汚染や、水質汚濁など生活環境への影響を不安視する声もあがっています。

こうした状況を踏まえ、土砂の埋立て等の行為による災害の発生を防止し、府民の安全・安心を確保するため、大阪府における今後の土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。